

春の全国交通安全運動の実施

赤

慣れた街 いつもの道でも みぎひたり

5月11日(木)～20日(土)までの10日間、春の交通安全運動が実施されます。今年のスローガンは、

「慣れた街 いつもの道でも みぎひたり」

となります。新入学時期から約1か月経過し、新入学児童が登下校に慣れ始め、戸外活動が活発になります。5月には、登下校時や課外時間における重大事故の発生が危惧されます。そのため歩行者の安全確保のほか交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図り重大事故を防ぎ、よりよい町を共に築きあげていきましょう。

更に自転車の通行も増えています。周囲に目を配らせて交通事故防止にご協力をお願いします。



松

5月

作成者 吉田
七飯交番
65-2017

悪質商法被害の未然防止

道民の生活を脅かす高齢者等を対象にした悪質商法の被害は、依然として後を絶たない状況です。

悪質商法の被害にあわないためのポイントは「悪質商法は、う・そ・つ・き！」です。

- 【う】 うまい話は信用しない！
～うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・～
- 【そ】 そうだんする！
～ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を～
- 【つ】 つられて返事をしない！すぐに契約しない！
～悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます～
- 【き】 きっぱり！はつきり！断る！
～あいまいな返事をせず、キツパリ！、ハッキリ！、断りましょう！～



自転車の安全利用の促進

令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務となりました。重大な交通事故につながるのので、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 原則ヘルメットを着用

山菜シーズン到来

山菜シーズンとなり、遭難事故が増加していますが、決して他人事と捉えず、次の事に注意し、遭難事故の防止に努めましょう。

- 一人で山に入らない
- 行き先を家族に告げる
- 目立つ服装を
- 熊よけ鈴を持って 山菜採り
行きましょう
- 携帯電話を持って
行きましょう

